

11/28  
五夜

陸上自衛隊が南スチーダンPKO（国連平和維持活動）への派兵について作成した資料の中、「反政府勢力の「支配地域」を示した地図がある」と判明しました。自衛隊の「PKO参加の原則」には「紛争当事者」間の停戦合意がありますが、南スチーダンでは7月以来、政府軍と反政府勢力の内戦が激化しています。しかし、日本政府は、反政府勢力に「支配地域」がないことを理由に「紛争当事者」と認めず、「参加の原則」は満たされていませんと説明しています。

陸上自衛隊が南スチーダンPKO（国連平和維持活動）への派兵について作成した資料の中、「反政府勢力の「支配地域」を示した地図がある」と判明しました。自衛隊の「PKO参加の原則」には「紛争当事者」間の停戦合意がありますが、南スチーダンでは7月以来、政府軍と反政府勢力の内戦が激化しています。しかし、日本政府は、反政府勢力に「支配地域」がないことを理由に「紛争当事者」と認めず、「参加の原則」は満たされていませんと説明しています。

## 主張

### 南スチーダン新資料

上哲士参議院議員の要求に防衛省が提出しました。南スチーダンPKOへの第10次隊の派兵（5月）を前に隊員の家族向け説明会で使用されました。資料の中には、「政府派・反政府派の支配地域」と題する南スチーダンの地図（2月1日時点）があり、「反政府派支配地

上哲士参議院議員の要求に防衛省が提出しました。南スチーダンPKOへの第10次隊の派兵（5月）を前に隊員の家族向け説明会で使用されました。資料の中には、「政府派・反政府派の支配地域」と題する南スチーダンの地図（2月1日時点）があり、「反政府派支配地

には「だらな」と書きました。理由として「回派による『支配が確立された』に至った領域」があるとは言えない（新任務付与に関する基本的な考え方）。しかし、「支配地域」がなじることを挙げました。

大統領派（政府軍）とマーシャール前副大統領派との大規模な戦闘が発生し、国連の報告書でも昨年8月の両派の「停戦合意」の「崩壊」が繰り返し指摘されています。マーシャール派を「紛争当事者」と認めれば「PKO参加の原則」は成り立たなくなります。

内戦激化の中で

域」を赤い線で囲み、「戦闘発生箇所」も示されています。政府は、今月20日から南スチーダンへの派兵を始めた第11次隊に戦争法（安保法制）に基づく「駆け付け警護」などの新任務付与を閣議決定した際、反政府勢力のマーシャール前副大統領派は「紛争当事者」に、「支配地域」の存在隠す

が井上議員に提出）でも、第10次隊の派兵の際と同様の地図（8月1日時点）が掲載されましたが、「政府派・反政府派の支配地域」などの表題や、赤い線で囲んだ「反政府派支配地域」の部分はも、「PKO参加の原則」は崩れていないと強弁して第11次隊を派兵し、加えて「駆け付け警護」などの危険な任務を付与するため、与された自衛隊部隊が、政府軍と交戦する事態も起こりかねません。政府軍との戦闘は、憲法9条が禁止する海外での武力行使そのものです。自衛隊の撤退は急務

防衛相）などと後になつていました。そして「回派による『支配が確立して済む問題ではありません。

南スチーダンでは、7月にキール大統領派（政府軍）とマーシャール前副大統領派との大規模な戦闘が発生し、国連の報告書でも昨年8月の両派の「停戦合意」の「崩壊」が繰り返し指摘されています。マーシャール派を「紛争当事者」と認めれば「PKO参加の原則」は成り立たなくなります。

内戦激化の中で

が井上議員に提出）でも、第10次隊の派兵の際と同様の地図（8月1日時点）が掲載されましたが、「政府派・反政府派の支配地域」などの表題や、赤い線で囲んだ「反政府派支配地域」の部分はも、「PKO参加の原則」は崩れていないと強弁して第11次隊を派兵し、加えて「駆け付け警護」などの危険な任務を付与するため、与された自衛隊部隊が、政府軍と交戦する事態も起こりかねません。政府軍との戦闘は、憲法9条が禁止する海外での武力行使そのものです。自衛隊の撤退は急務